

株式会社金門製作所等に対する 債権の弁済受領完了について

平成18年3月31日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、産業再生委員会の決定を経て、下記の対象事業者から債権全額の弁済受領を完了しました。これにより機構が対象事業者に対して持つ債権その他は一切なくなりました。

1. 対象事業者の氏名又は名称

株式会社金門製作所ほか15社（別紙）

2. 経緯

対象事業者につきましては、平成16年1月28日に株式会社産業再生機構法（平成15年法律第27号。以下「法」という。）第22条第3項に規定する支援決定を行いました。同年3月30日に法第25条第1項に規定する買取決定を行い、同年9月には第三者割当増資が実行されました。

その後、機構は事業者の事業再生を進めるとともに、平成17年12月に株式会社山武に対し機構が保有する全ての株式（30億円の現金出資による議決権割合の14.95%に当たる議決権付種類株式）の譲渡を行いました。

3. 債権額等

機構は、対象事業者に対する元本15,878百万円の債権に関し、金融機関等から11,990百万円で買い取り、事業再生計画に沿って債権放棄（3,517百万円）を行った後、残った12,361百万円の債権に関し、事業収益及び担保処分等により1,281百万円の弁済を受けておりましたが、今般、残債権全額に当たる11,080百万円の弁済を受け、全額完済となったものです。

4. 主務大臣の意見

意見なし

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル9階		
株式会社産業再生機構	企画調整室	
	電話番号	03-6212-6437

(別紙)

対象事業者 16社

株式会社金門製作所
金門電気株式会社
岩瀬電子株式会社
株式会社金門コルツ
株式会社白沢製作所
株式会社南郷製作所
株式会社伊南製作所
株式会社金山製作所
株式会社東部金門ガスサービス
瑞穂精器株式会社
唐津精器株式会社
金門金属工業株式会社
双葉精器株式会社
金門環境設備株式会社
北海道金門工事株式会社
株式会社東北金門サービス